

第7回総会議事録

(令和6年1月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中心農業委員会 第8期第7回総会 議事録

日 時	令和6年1月26日（金）14時00分～14時50分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者照明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した12月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>19番 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>26番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>48番 証明交付</p> <p>49番 証明交付</p> <p>50番 証明交付</p> <p>51番 証明交付</p> <p>第4号議案</p> <p>24番 証明交付</p> <p>25番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>17番 利用確認</p> <p>18番 利用確認</p> <p>19番 利用確認</p>

	20番 利用確認 21番 利用確認
議 事	
事務局	(開会 14時00分) 事務局から出席状況(出席委員16名、欠席委員3名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第7回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号13番 菅沼 進委員、14番 杉崎 精一委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。 19番について、事務局から説明して下さい。
事務局	案内図の訂正をさせていただきます。前方に映しているとおりです。 申請者は、相続によりこの土地を取得しましたが、所有者全員、耕作を継続することができません。そこで土地の活用を検討していたところ、近隣で自動車販売業を営む会社より車両置場として貸してほしいと依頼があったため、農地を転用します。 借受法人は、町田市に事業所があり、自動車販売を行っている会社です。現在借りている車両置場では遠く、事務所との往復に不便なことと、他に使用している業者との競合、受け入れる車両の増加により問題が生じ、新たな車両置場を探していました。 今回の申請地は、事業地に、より近く、現在の車両置場より多くの車を停めることができます。また、他に使用者もいないので、いたずらの心配も無く都合がよかったとのことです。 立地基準は第2種農地です。申請地の1キロ以内に南町田グランベリーパーク駅があります。 雨水は砂利敷きにより自然浸透させるとともに緩衝地として設けた緑地や法面で浸透させます。周囲に農地はありません。隣接地との境はフェンスがありますのでそれを活かします。 所有農地に違反転用はありません。 当該地は特定都市河川流域で転用面積は1000㎡以上ですが、砂利を引く面積が1,000㎡以下のため、道路局河川管理課で雨水浸透阻害行為の許可申請は不要と回答されています。 現地は、地区担当の杉崎委員に確認いただきました。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	19番について、杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	説明にあった通り、申請地は町田インターから300メートルくらいの位置にありま

す。ご存じの方もいるかと思いますが自動車屋がたくさんあると思います。ほかの近くの場所も駐車場として貸し出しています。説明通りで何ら問題ないと思います。

議長

19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、19 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。26 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は神奈川区で不動産業を営む法人です。譲受人の法人から借り受ける借受法人があります。借受法人より資材置場の土地候補がないか依頼を受けていたところ、譲渡人より農業経営縮小の相談があり、今回の申請に至りました。

借受法人は現在旭区上川井に資材置場兼事業所がありますが立ち退きを求められている状況です。代替地として取引が多い横浜市北部エリア内で車両の出入りが容易であることと、現在の事業所ですでに手狭な状態であるため、車両転回スペースと合わせて約 1100 m²の土地を探していたところ、申請地以外見つかりませんでした。

地図の斜線部が転用区域、白抜きは通行路、建物はなく更地です。

隣接地所有者へは説明、了承済みのため問題ありません。

立地基準は、第 2 種農地です。申請地は市街化区域から 500m 以内で、10ha の連たんする農地に属しません。

被害防除についてです。周囲はコンクリートブロック 2～3 段で防護し、隣接農地への土砂流出を防止します。全面砂利敷きし、雨水排水は浸透施設を設け、敷地内浸透とします。オーバーフロー分は敷地内 U 字溝から前面道路側溝へ排水します。

所有農地に違反転用はありません。

雨水浸透阻害行為につきまして、道路局河川管理課より許可を得ています。

担当の鈴木昇委員に現地を立合いただいています。

以上、5 条許可相当として市へ進達したいと考えます。

議長

26 番について、地区担当の鈴木委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

譲渡人の家は代々植木農家でしたが、農地が広すぎて現在手が回らないということで今回申請するようです。ご検討よろしくをお願いします。

議長

26 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、26 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、26番は許可相当とし市に進達します。
続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。48番から51番までについて、事務局から説明してください。

事務局 48番について、立地基準は第2種農地です。18年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。
49番について、立地基準は第3種農地です。10年間工場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。
50番について、立地基準は第2種農地です。16年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。
51番について、立地基準は第2種農地です。16年間公衆用道路として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長 48番から51番までについて、委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、48番から51番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、48番から51番までにつきまして証明交付とします。
続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者照明について」審議します。24番について、事務局から説明してください。

事務局 相続人はブルーベリーを中心にすべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済みです。
現地の状況については地区担当の小島委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。各農地の写真をご覧ください。
以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長 地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 申請者は知り合いで、よく耕作している方です。申請地のうち、農業用倉庫が除外なことについてご意見がありました。その他、耕作状況については問題ないと思います。

議長 24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員	単管で作った基礎がない農業用倉庫について除外されるのはなぜでしょうか。
事務局	耕作する部分でしか納税猶予を適用することができないからです。税務署の通知を参考に判断しています。
菅沼委員	委員会の運動として農業のための施設であれば猶予適用として認めていこうという運動を税制改正要望をあげるなどして行うことが必要です。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24番は証明交付とします。 続いて、25番について、事務局から説明してください。
事務局	相続人は麦・水稻を中心にすべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。 現地の状況については地区担当の杉崎委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。 各農地の写真をご覧ください。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	農業用倉庫は除外しています。水利組合で農業用給水管を設置工事中のため、掘った跡がありますが、営農に影響はありません。田んぼなどしっかりやっている方です。よろしくをお願いします。
議長	25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、25番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	賛成多数と認め、25番は証明交付とします。 続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。17番について、事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの案件につきましては、相続人のご親族・根本推進委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております</p>
議長	<p>地区担当の根本委員の意見はいかがですか。</p>
根本推進委員	<p>対象者は高齢ですが二人の子供がしっかりやっています。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、17番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、18番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>対象者本人は体調を崩していたため、現地立会は対象者の家族と、地区担当委員の飯塚委員と行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。</p>
議長	<p>地区担当の飯塚委員の意見はいかがですか。</p>
飯塚推進委員	<p>対象者は、以前は野菜をやっていましたが息子さんが果樹をやり始めました。ブドウは立毛で市長賞を取ったそうです。大変よくやっています。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、18番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。</p> <p>続いて、19番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>こちらの案件につきまして、地区担当委員の飯塚委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜、果樹を中心に適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。</p>
議長	地区担当の飯塚委員の意見はいかがですか。
飯塚推進委員	対象者の畑はきちんと管理されていました。問題ないと思います。
議長	<p>19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、19番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。続いて、20番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>こちらの案件につきましては、地区担当委員の平本委員と所有者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑・植木畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。</p>
議長	代理として鈴木委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	先日現地の確認を行いました。何も問題ないと思います。
議長	<p>20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、20番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。続いて、21番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の菅沼委員と地権者と現地立会いを行い

ました。対象の農地は、露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。

以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。

議長

地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員

事務局から説明の通り、適正に耕作されています。

ただ、20年前の猶予適用の際に2㎡だけごみ集積のかごを除外されているようです。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員

ごみ集積かご以外に3か所除外がありますが何で除外されていたのでしょうか。

菅沼委員

大きな庭石、直売所、出入り口のコンクリートのたたきです。

議長

他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、21番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

以上で、第7回総会審議事項の審議を終了します。

続いて、報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。

事務局

(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)

議長

ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。

無いようですので、報告事項を了承とします。

これもちまして第7回総会を終了します。

(閉会 14時50分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 6年 2月 26日

議 長

署名人

署名人

令和6年1月26日開催 第7回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		欠席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		欠席	
11	小池 誠一郎		出席	
12	岡本 肇	連合会理事	欠席	
13	菅 沼 進		出席	議事録署名人
14	杉崎 精一		出席	議事録署名人
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		出席	
18	石井 芳明		出席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし